令和８年度償却資産（固定資産税）の申告について

町税につきましては、日頃よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用の資産）についても課税の対象となります。償却資産をお持ちの方は、毎年１月１日現在所有している償却資産について申告いただく必要があります。

つきましては、申告書類に必要事項をご記入のうえ、提出をお願いします。

申告書の提出期限

令和８年２月２日（月）

例年期限間近になりますと大変混雑しますのでお早めに申告くださいますようご協力をお願いします。

正当な理由がなく申告をしなかった場合、または申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第３８５条、３８６条の規定により罰則が適用されることもありますので必ず申告をお願いします。

・お知らせ

※申告書を郵送で提出される方で、控用の返送を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※該当資産のない方、資産の増減のない方、休業・廃業している場合も申告書の提出をお願いいたします。

※インターネットを利用した申告も可能です。

詳しくは「ｅＬＴＡＸ（エルタックス）」ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。

・申告書の提出先及び問い合わせ先

〒０８８－１１９２
北海道厚岸郡厚岸町真栄３丁目１番地
厚岸町　税務課　資産税係
☎０１５３－５２－３１３１　内線１３９

１　申告する必要がある方

令和８年１月１日現在、厚岸町内で事業を営んでいる個人・法人、昨年中に廃業された個人・法人及び厚岸町内の事業者に償却資産を貸し付けている方は申告していただく必要があります。

２　申告の対象となる資産

下記の表に記載された資産以外にも申告の対象になるものがありますので、詳しくはお問い合わせください。

（例）

種　　類		申　　告　　資　　産　　の　　例
１	構　　築　　物 （建物附属設備含む）	舗装道路、へい、鉄塔及び鉄柱、土地に定着した土木設備、干場造成、あさり島造成、堆肥舎及び貯留槽、トンネル、ビニールハウス、サイロ等
２	機械及び装置	モーター・ブルドーザー等の大型特殊自動車、農機具、船外機、乾燥機、太陽光発電設備、冷凍機、自動販売機等
３	船　　舶	漁船、貨物船、はしけ、ボート、曳船等
５	車両及び運搬具	自転車、トロッコ、除雪車、電車等
６	工具・器具備品	漁具、理・美容椅子、パソコン・陳列ケース・冷蔵庫等営業用電気機器、ベッド、テーブル、イス、インターホン、カーテン、応接セット、レベル・ドリル等の工具、発電機、ほだ木、事務机、事務用イス等

３　申告の対象とならない資産

① 土地・家屋（家屋の建築設備のうち受変電設備、屋外の諸設備等一部申告が必要なものがあります。）

② 無形減価償却資産(漁業権・営業権・電話加入権など)

③ 自動車税・軽自動車税の対象となるもの（大型特殊自動車０、００～０９、０００～０９９、９、９０～９９、９００～９９９ナンバーの車両は申告が必要ですのでご注意ください）

④ 耐用年数１年未満又は取得価額が１０万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入するもの及び取得価額が２０万円未満の資産で、法人税法等の規定により３年以内に一括して損金に算入するもの

⑤ 所得税法及び法人税法に規定する一定のリース資産で取得価額が２０万円未満のもの

償却方法 / 取得価額	一時に損金算入したもの	一括償却	税務会計上減価償却したもの	中小企業者等の全額損金算入特例を適用したもの
１０万円未満	×	×	○	○
２０万円未満		×	○	○
３０万円未満			○	○

○ ～ 申告の対象となるもの　　× ～ 申告の対象とならないもの

４　マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

償却資産申告書には、**個人番号又は法人番号**の記入が必要となります。個人事業者については１２桁の個人番号を、法人については１３桁の法人番号を右詰めで記入してください。

- 個人番号を記入した申告書を提出していただく場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で定める本人確認を行いますので、**本人確認資料**（個人番号カード又は通知カード及び身分証明書（運転免許証、被保険者証（保険証）等））の提示をお願いします。（郵送の場合は**本人確認資料の写し（個人番号カードについては両面）**を申告書に添付のうえご提出ください。）
- 法人番号を記入した申告書を提出していただく場合は、本人確認資料の添付は不要です。

※マイナンバーの記載がない場合でも申告書は有効なものとして受理いたします。

５　償却資産に係る税額の算出方法について

令和８年度の税額等の算出方法は下記のとおりとなります。

（償却資産の課税標準額の合計が１５０万円未満である場合には課税されません。）

評　価　額 → 決定価格 － 課税標準の特例による控除額 ＝ ①課税標準額合計（千円未満切捨）

①課税標準額合計（千円未満切捨） × 税率 $\frac{1.4}{100}$ ＝ ②税　額（百円未満切捨）

６　課税標準の特例について

①　地方税法第３４８条に該当する資産は、固定資産税が非課税となりますが、種類別明細書にその旨を記入し申告してください。

●非課税該当資産（例示）

該当となる資産	取得時期	根拠法令
社会福祉法人その他政令で定める老人福祉施設の用に供する固定資産		地方税法第３４８条第２項第１０号の５

②　地方税法第３４９条の３及び法附則第１５条４３項に規定された償却資産は、課税標準を減額する特例を受けることができますが、認定を受けた資産の証明書等の添付が必要な場合もありますので詳しくはお問い合わせください。

●特例適用資産（例示）

該当となる資産	必要書類	適用期間	減額率
内航船舶	特にありません	所有期間全て	２分の１
中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に基づき行われた中小企業者等の一定の設備	厚岸町の認定を受けた導入促進基本計画書の写し ※認定に関することは、観光商工課商工雇用係までお問い合わせください	始めの３年度	２分の１

７　その他

①　今回初めて申告される方へ

前年から事業を始めた方、新規設立法人など、令和８年１月１日現在において事業を行っている方には、今回初めて申告書を送付しています。本書をご覧いただき、該当する資産について申告をお願いします。

なお、申告すべき資産がない場合は、「該当資産なし」として申告をお願いします。

②　修正申告について

資産の申告漏れ、誤りがある場合は、一度申告された後でも修正申告書を提出いただきますようお願いします。修正申告による申告内容の修正や、申告漏れ資産の賦課決定について、**本来申告すべき年度（地方税法の規定により最大５年度分）まで遡及すること**となっております。

記入例

受付印

令和8年1月12日

厚岸郡厚岸町長　殿

令和８年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

個人の場合は個人番号、法人の場合は法人番号を右詰めで記入してください。

※所有者コード

第二十六号様式（提出用）

所有者

1 住所（ふりがな）
（又は納税通知書送付先）
〒088-1192
厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
（電話　0153-52-3131　）

2 氏名（ふりがな）
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
厚岸　太郎
（屋号　厚岸漁業）

3	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
4	事業種目（資本金等の額）	漁業（20 百万円）	
5	事業開始年月	昭和 60 年 4 月	
6	この申告に応答する者の係及び氏名	（電話　）	
7	税理士等の氏名	税理士 ○○ ○○（電話　）	
8	短縮耐用年数の承認	有・(無)	
9	増加償却の届出	有・(無)	
10	非課税該当資産	有・(無)	
11	課税標準の特例	有・(無)	
12	特別償却又は圧縮記帳	有・(無)	
13	税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法	
14	青色申告	有・(無)	

該当する方に○をつけてください。

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)−(ロ)+(ハ)) (ニ)
1	構築物				
2	機械及び装置			6,000,000	6,000,000
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品			4,000,000	4,000,000
7	合計			10,000,000	10,000,000

資産の種類		評価額 (ホ)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準額 (ト)
1	構築物			
2	機械及び装置			
3	船舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具			
6	工具、器具及び備品			
7	合計			

●取得価額の記入方法について
初めて申告される方は(イ)、(ロ)欄の記入は必要ありません。
令和8年1月1日までに取得した資産の取得価額を種類別に記入してください。

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
①
②
③

借用（リース）資産の有無に○をつけてください。
また、「有」の場合は、リース会社などの情報を記入してください。

16 借用資産（(有)・無）
貸主の名称等
厚岸郡厚岸町住の江１丁目２番地
○○○リース株式会社

17 事業所用家屋の所有区分　(自己所有)・借家

18 備考(添付書類等)

該当する番号に○をつけてください。

① 資産増減あり　2 増減なし
3 該当資産なし　4 その他（　）

上記の例を参考に各項目の内容を記入してください。

令和　　年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード	所有者名	1 枚のうち 1 枚目
●●●●●●●	厚岸　太郎	

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額	耐用年数	旧耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例 率	コード	課税標準	減少事由	摘要
04	1		干場造成	1	平成	23	6	2,000,000	15		0.858	468,197			468,197		
02	2		船外機		平成	9	3	65,000	5		0.631	65,000			65,000		5%
03	2		船巻機		平成	19	3	500,000	8		0.750	25,000			25,000		5%
05	2		船外機		平成	24	3	1,600,000	5		0.631	80,000			80,000		5%
01	3		漁船（ＦＲＰ）０．９ｔ	1	平成	11	3	125,000	5		0.631	125,000	1/2	506	62,500		5%
06	2		船外機	1	令和	6	8	1,600,000	5							1	申告漏れ
07	3		漁船（ＦＲＰ）０．９ｔ	1	令和	7	3	2,000,000	6							2	特例資産
08	2		ＬＥＤ集魚灯	1	令和	7	6	864,000	5							3	
09	6		ノートパソコン	1	令和	7	8	80,000	4							4	
10	6		プリンター	1	令和	7	8	50,000	5							1	
11																	

廃棄や売却などにより、
無くなった資産は赤線で
消してください。

資産の種類に対応する
1～6までの数字を記載
してください。
1．構築物、附属設備
2．機械及び装置
3．船舶
4．航空機
5．車両及び運搬具
6．工具及び備品

資産の名称及び規格、数量、取得年月、
法人税及び所得税における法定耐用年数を
記入してください。

記載の必要はありません。

摘要欄について
申告漏れ資産については「申告漏れ」
課税標準の特例の対象資産については
「特例資産」と記入してください。

「減少事由」の欄には、
1．新品取得
2．中古品取得
3．移動による受入
4．その他
のいずれかを記入してください。
※すでに申告いただいていた
資産については記入不要です。